解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

東京都千代田区平河町二丁目二番三号

財団法人日本広報センター

代表清算人　二階堂譲治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

岐阜県各務原市鵜沼東町五丁目三九番地

医療法人雄山会

清算人　山田　雄治

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年八月九日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

愛知県日進市竹の山五丁目八一三番地

日進竹の山南部特定土地区画整理組合

代表清算人　丹羽　新一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月十七日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

三重県四日市市和無田町一〇二四番地

清算法人和無田土地改良区

代表清算人　鈴木　武生

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年七月十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

滋賀県高島市新旭町饗庭四一三六番地

農事組合法人木津農事改良組合

清算人　河原林幸和

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年八月一日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

島根県松江市西津田二丁目一番二四号

松江市山代土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　角　敏男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

沖縄県浦添市牧港一丁目九番八号

医療法人恵風会

清算人　賀数　恵

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

札幌市白石区南郷通七丁目南四番四号

財団法人南郷福祉会館

清算人　中澤　利夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

札幌市豊平区中の島二条一〇丁目一番地

財団法人中の島第3区会館

代表清算人　藤岡　喬一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月三十日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

横浜市港南区日限山一丁目四九番二

医療法人社団敦信会

清算人　加賀見信広

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月十日責任役員全員の同意を得、富山県知事の認証を受けて、平成二十五年七月二十三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

富山県高岡市中保七七番地二

宗教法人聖中道会

清算人　川並紀惠子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

岐阜県大垣市丸の内二丁目二九番地

財団法人大垣市住宅協会

代表清算人　小川　敏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月二十五日高知県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

高知市福井町一一二一番地三

社団法人高知県塗装工業会

清算人　木下　文昭

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年五月十日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

沖縄県中頭郡中城村字当間一七六番地

清算法人中城村当間土地改良区

代表清算人　比嘉　徳仁

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年七月二十五日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

宮城県栗原市築館薬師一丁目七番一号

栗原市土地開発公社

清算人　髙橋　正明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

山形県鶴岡市馬場町一一番六一号　鶴岡市青年センター内

社団法人荘内文化財保存会

代表清算人　中村昭太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十九日

福井市光陽二丁目三番二二号

社団法人福井県肢体不自由児協会

代表清算人　八ヶ代　勇